

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>第1条 (通則) 第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が「寄附金等の受け入れ等に関する規則」により受け入れた寄附金等によって行う助成事業の助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、本取扱要領（今後の改訂も含む。）並びに適正化法及び同施行令を準用する（この場合において、適正化法及び同施行令中、「各省各庁の長」とあるのは「機構」と、「補助金等」「補助事業等」とあるのは「助成金」「助成事業」と、「補助事業者等」とあるのは「助成事業を実施する事業者」、「間接補助事業者等」とあるのは「委託先等」と読み替えるものとする。）ものとする。</p>	<p>第1条 (通則) 第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が機構の「寄附金等の受け入れ等に関する規則」により受け入れた寄附金等によって行う助成事業の助成金の交付については、本取扱要領（今後の改訂も含む。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同施行令を準用する（この場合において、適正化法及び同施行令中、「各省各庁の長」とあるのは「機構」と、「補助金等」「補助事業等」とあるのは「助成金」「助成事業」と、「補助事業者等」とあるのは「助成事業を実施する事業者」、「間接補助事業者等」とあるのは「委託先等」と読み替えるものとする。）ものとする。</p>
<p>第2条 (交付の目的) 第2条 この助成金は、機構が医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号。以下「推進法」という。）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行う生物統計家育成推進事業における生物統計講座の設置及びその維持等に要する費用に係る助成金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。</p>	<p>第2条 (交付の目的) 第2条 この助成金は、機構が医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号。以下「推進法」という。）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行う生物統計家育成推進事業における生物統計講座の設置及びその維持等に要する費用に係る助成金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。</p>
<p>第3条 (定義) 第3条 本取扱要領において「助成事業」とは、「生物統計家育成推進事業」をいう。 2 本取扱要領において「事業者」とは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校、その他の研究機関をいう。 3 本取扱要領において「本研究者等」とは、事業者に所属または事業者からの委嘱を受け、補助事業における研究開発及び環境整備等の活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者を個別に又は総称していう。 4 本取扱要領において「競争的研究費等」とは、研究機関において、府省庁及び独立行政法人（甲を含む。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。 5 本取扱要領において「不正行為等」とは、第6項から第8項までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。 6 本取扱要領において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 ア～ウ（略） 7 本取扱要領において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途</p>	<p>第3条 (定義) 第3条 本取扱要領において「助成事業」とは、「生物統計家育成推進事業」をいう。 2 本取扱要領において「事業者」とは、大学、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、医療法人その他の研究機関をいう。 3 本取扱要領において「研究者等」とは、事業者に所属または事業者からの委嘱を受け、補助事業における研究開発及び環境整備等の活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者を個別に又は総称していう。 4 本取扱要領において「競争的研究費等」とは、①「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）」として競争的研究費と分類される研究資金、②①以外で、国の行政機関及び資金配分機関（機構を含む）が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費（運営費交付金を含むがこれらに限られない。）をいう。 5 本取扱要領において「不正行為等」とは、以下6項から8項に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 6 本取扱要領において「不正行為」とは、研究者等により助成事業または研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 ア～ウ（略） 7 本取扱要領において「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的研究費等の他</p>

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>8 本取扱要領において「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。</p> <p>9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）並びに別表2に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>10 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称していう。</p> <p>11 本取扱要領において、「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。</p> <p>12 本取扱要領において「事務処理説明書」とは、補助事業における事務処理のために機構が定める補助事業事務処理説明書（その後の改訂を含む。）をいう。</p> <p>13 本取扱要領において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。</p> <p>14 本取扱要領において「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（その後の改正を含む。）その他利益相反管理について機構が定める規則を総称していう。</p> <p>15 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日文科省、厚生労働省、経済産業省）その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称していう。</p> <p>16～21 （略）</p> <p>22 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）を総称していう。</p>	<p>の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>8 本取扱要領において「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給することをいう。</p> <p>9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>10 本取扱要領において「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。</p> <p>11 本取扱要領において「事務処理説明書」とは、助成事業における事務処理のために機構が定める助成事業事務処理説明書（その後の改正を含む。）をいう。</p> <p>12 本取扱要領において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。</p> <p>13 本取扱要領において「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（その後の改正を含む。）その他利益相反管理について機構が定める規則を総称していう。</p> <p>14 本取扱要領において「助成事業実績報告書」とは、助成事業を実施する事業者が毎年度、助成金の使用実績を報告するために機構に提出する報告書をいう。</p> <p>15 本取扱要領において「助成事業成果報告書」とは、助成事業を実施する事業者が毎年度、助成事業の成果の内容を報告するために機構に提出する報告書をいう。</p> <p>16～19 （略）</p>
<p>第8条</p> <p>（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守）</p> <p>第8条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。この場合において、助成事業を実施する事業者は、事務処理説明書の遵守にあたって、甲が定める補助事業事務処理説明書（交付決定後に改訂されたものを含む）中、「本事業」「補助金」とあるのを、「助成事業」「助成金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する上で、助成事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、本研究者等に遵守せしめるものとし、また、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置等（必要な規定及び体制の整備を含む。）を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、助成事業を実施する事</p>	<p>第8条</p> <p>（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守）</p> <p>第8条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。この場合において、助成事業を実施する事業者は、事務処理説明書の遵守にあたって、甲が定める補助事業事務処理説明書（交付決定後に改訂されたものを含む）中、「本事業」「補助金」とあるのを、「助成事業」「助成金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する上で、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則及び機構の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うこと</p>

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>業者に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な規定及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、助成事業を実施する事業者に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、機構が別途指定する内容に従い、本研究者等に対して、研究倫理教育の履修をさせなければならない。また、機構は、事業者に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、事業者はこれに従うものとする。</p>	<p>ができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び制限等に従うものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、機構の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育の履修をさせなければならない。</p>
<p>第9条</p> <p>（事業者の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務）</p> <p>第9条 助成事業を実施する事業者は、前条第4項に基づき実施した本研究者等の利益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、機構の指定する時期及び方法により報告しなければならない。機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、助成事業を実施する事業者に対し、前条第4項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、前条第5項に基づき実施した本研究者等の研究倫理に関する教育等の履修状況について、機構の指定する時期及び方法により機構に報告しなければならない。機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、助成事業を実施する事業者に対し、前条第5項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「助成事業実績報告書」により、関連する法令又は国の研究倫理指針等に基づく補助事業に関する倫理審査の状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p>	<p>第9条</p> <p>（事業者の利益相反管理規則等の遵守に関する報告）</p> <p>第9条 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「利益相反管理状況報告書」により、助成事業を実施する事業者における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、機構が定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「助成事業実績報告書」により、研究者等による助成事業にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、機構が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、機構に対して状況の報告を行うものとする。</p>
<p>第10条</p> <p>（事業者の表明保証）</p> <p>第10条 助成事業を実施する事業者は、助成事業計画書において、助成事業の交付決定日において（ただし、助成事業に参加することが助成事業の交付決定後に決定する本研究者等については、当該決定時において）、以下の各号が正確であることを表明し、保証する。</p> <p>（1）いずれの本研究者等も、競争的研究費等への申請・参加制限措置を課された者（競争的研究費等その他国費による研究開発における不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたことにより当該措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者を除く。）に該当しないこと。</p> <p>（2）不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になっている本研究者等（もしあれば）について、その事実及び内容を機構に通知済みであり、かつ、当該本研究者等の助成事業への参加について機構の了解を取得済みであること。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに機構に報告しなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、助成事業の交付決定後、助成事業以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、本研究者等が以下の各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを機構に報告しなければ</p>	<p>第10条</p> <p>（事業者の表明保証）</p> <p>第10条 助成事業を実施する事業者は、助成事業において、助成事業の責任者として「助成事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び助成事業代表者と研究項目を分担する者として「助成事業分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下両者を併せて「助成事業代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が助成事業を実施する事業者に所属する事業代表者及び分担者（委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。）に含まれる場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>ばならない。</p> <p>(1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合</p> <p>(2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合</p>	
<p>第11条の2</p> <p>(委託等)</p> <p>第11条の2</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 助成事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、助成事業を実施する事業者は、第13条により、機構から助成金の使用の一時停止若しくは中止又は助成事業の中止若しくは廃止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</p>	<p>第11条の2</p> <p>(委託等)</p> <p>第11条の2</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 助成事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、助成事業を実施する事業者は、第13条により、機構から助成金の使用の一時停止若しくは中止又は助成事業の一時停止若しくは中止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</p>
<p>第13条</p> <p>(助成事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による助成事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、助成事業を実施する事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は助成事業を実施する事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部の中止を指示するものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。なお、助成事業の「中止」は助成事業を一時的に停止することをいい、「廃止」は助成事業を終了することをいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、前項各号に定める中止の事由が解除され、助成事業を再開できるようになったときは、速やかに機構に「助成事業再開申請書」を提出するものとし、機構の承認が得られた場合、助成事業を再開することができる。</p>	<p>第13条</p> <p>(助成事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5-1による助成事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、助成事業を実施する事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は助成事業を実施する事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部の中止を指示することができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>尚、助成事業の「中止」は助成事業を一時的に停止することをいい、「廃止」は助成事業を終了することをいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、中止の事由がなくなり、研究に復帰できるようになったときは、速やかに機構に様式5-2による助成事業の研究復帰届を提出するものとする。</p>
<p>第21条</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) 助成事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行った場合</p> <p>(2) 助成事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があった場合</p> <p>(3) 助成事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反又は表明保証に重大な誤りがあった場合</p> <p>(4) 助成事業を実施する事業者の本研究者等が助成事業において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</p> <p>(5) 助成事業を実施する事業者の本研究者等が助成事業以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</p> <p>(6) 助成事業を実施する事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業等に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反した場合</p> <p>(7) 助成事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ若しくはその原因となる事実が生じた場合又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8) 助成事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p>	<p>第21条</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) 助成事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2) 助成事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき</p> <p>(3) 研究者等が助成事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(4) 研究者等について、競争的研究費等による不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(5) 助成事業を実施する事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業等に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき</p> <p>(6) 助成事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき</p> <p>(7) 助成事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき</p> <p>(8) 助成事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき</p>

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>(9) 助成事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(10) 第11条の2に基づく第三者に対する委託又は第三者との共同実施がなされた場合において、委託先等において本項第1号ないし第6号に相当する事由が生じた場合</p>	<p>(9) 第11条の2に基づく第三者に対する委託又は第三者との共同実施がなされた場合において、委託先等において本項第1号ないし第6号に相当する事由が生じた場合</p>
<p>第22条</p> <p>(不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第22条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑い（以下「本件疑い」という。）があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、助成事業を実施する事業者に当該告発を回付することができる。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する事業者が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、助成事業を実施する事業者の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の要否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、助成事業を実施する事業者の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、助成事業を実施する事業者が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる本研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、本件疑いにつき、以下の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断</p> <p>(2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断（予備調査を実施した場合はその結果を含む。）</p> <p>(3) 本調査を実施した場合、その結果</p> <p>5 機構は、助成事業を実施する事業者が実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、必要に応じ、質問し、報告を求め、指示等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに対応するものとする。</p> <p>6 機構は、機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構による調査に協力するものとする。</p>	<p>第23条</p> <p>(不正行為等に関する措置等)</p> <p>第23条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合（委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。）には、助成事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、助成事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。助成事業を実施する事業者は、助成事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は自らの調査により、助成事業以外の競争的研究費等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び助成事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。</p> <p>3 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により助成事業を実施する事業者から助成事業以外の競争的研究費等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金（助成事業計画書の「1. 基本項目」中の「2. 助成事業の期間」の「全助成事業期間」に交付される助成金を含む。以下本項において同じ。）の使用の一時停止を指示することができ、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 機構は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従わなければならない。</p> <p>5 各項に定めるほか、助成事業を実施する事業者は国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に定められた助成事業を実施する事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の助成事業を実施する事業者に対する権利を行使するものとする。</p> <p>6 第8条第6項の規定は、助成事業を実施する事業者が、本条第1項第3文により助成事業を実施するとき、機構が本条第4項に基づき法令等に従い必要な措置を講じる場合、本条第5項に基づき助成事業を実施する事業者が義務を遵守する場合及び機構からの権利行使の場合において、準用する。</p>
<p>第23条</p> <p>(不正行為等に係る措置)</p> <p>第23条 機構は、前条に定める調査の結果、助成事業において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された本研究者等に対して、機構の不正行為等対応規則に基づき、機構の配分する競争的研究費等（補助事業に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p>	<p>第22条</p> <p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第22条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等に対してこれを予め了解させるものとする。</p> <p>(1) 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、助成事業において不正行為等を行った研究者等に対し</p>

令和6年度生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

令和6年度版	令和5年度版
<p>2 機構は、本研究者等が助成事業以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該本研究者等に対して、機構の配分する競争的研究費等（助成事業に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p>	<p>て、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。 (2) 機構は、競争的研究費等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた研究者等について、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。</p>
<p>第34条</p>	<p>第34条</p>
<p>(存続条項) 第34条 第8条、第9条、第11条の2第2項、第15条から第26条まで、第27条第3項及び第4項、第28条から第35条までの規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>(存続条項) 第34条 第8条、第9条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則及び利益相反管理規則において助成事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第11条の2第2項、第15条から第21条、第23条から第26条、第27条第3項、第4項、第28条から第35条の規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>